

函館市奨学金返還支援のスケジュール

従業員の奨学金返還を支援する企業（若者応援企業）

1 （雇用する前に）若者応援企業の登録をする
登録要件をご確認のうえ、若者応援企業認定申請書等を市へ提出

2 令和6年4月1日以降、支援対象者を新規採用する
採用日（雇用開始日）から30日以内を目安に、市へ交付対象者認定申請書等を提出する必要があるため、企業は対象者と協力のうえ、申請書等の作成を行い、企業担当者が市へ申請書類を提出。

3 支援対象者の奨学金返還を支援する
奨学金返還額の1/3（年間上限額12万円）以上の支援を
支援対象者の従業員に対して行う。

4 （対象者と協力のうえ）補助金交付申請および
実績報告
補助金の交付を受けるため、下記期間に対象者が返還した額、企業が支援した額等について、企業は対象者と協力のうえ、申請書等の作成を行い、企業担当者が市へ申請書類を提出。

1 期目：4月～9月返還分 ⇒9月分支払後、申請および実績報告

2 期目：10月～翌年3月返還分 ⇒3月分支払後、申請および実績報告

5 補助金交付

市の交付額（返還額の1/3）を支援対象者の届出口座へ

1 期目・2 期目それぞれ手続完了後入金

※なお、本事業における支援対象者に対する奨学金返還支援につきましては、令和6年第1回函館市議会定例会における予算の議決が前提となりますことをご了承願います。